㊞

最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

長崎労働局一般公示第７号

長崎地方最低賃金審議会は、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）第２５条第５項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、長崎県の区域内で「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和３年９月２１日までに、長崎地方最低賃金審議会（長崎市万才町７番１号ＴＢＭ長崎ビル　長崎労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和３年９月３日

長崎労働局長　瀧ヶ平　仁